

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年九月三十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第五十号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（昭和四十八年佐賀県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第一条第三項」を「第一条第四項」に改める。

様式第一号中

「 5 特定建築物の構造設備の概要
別紙のとおり 」
を

「 5 特定建築物の構造設備の概要
別紙のとおり 」

6 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものの住所及び氏名

（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

住所氏名	住所氏名
住所氏名	住所氏名
住所氏名	住所氏名

「 6 特定建築物所有者」を「 7 特定建築物所有者」に、「 7」を「 8」に、「 8」を「 9」に改め、同様式の注中2を3とし、同様式の注の1中「 6の」を「 7の」に改め、同様式の注の1を同様式の注の2とし、同様式の注の2の前2次のように加える。

1 6の「住所氏名」の欄には、特定建築物の維持管理について権原を有する者が複数存在する場合にあつては、当該特定建築物の維持管理について権原を有する者の全員について記入すること。

附 則

この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。